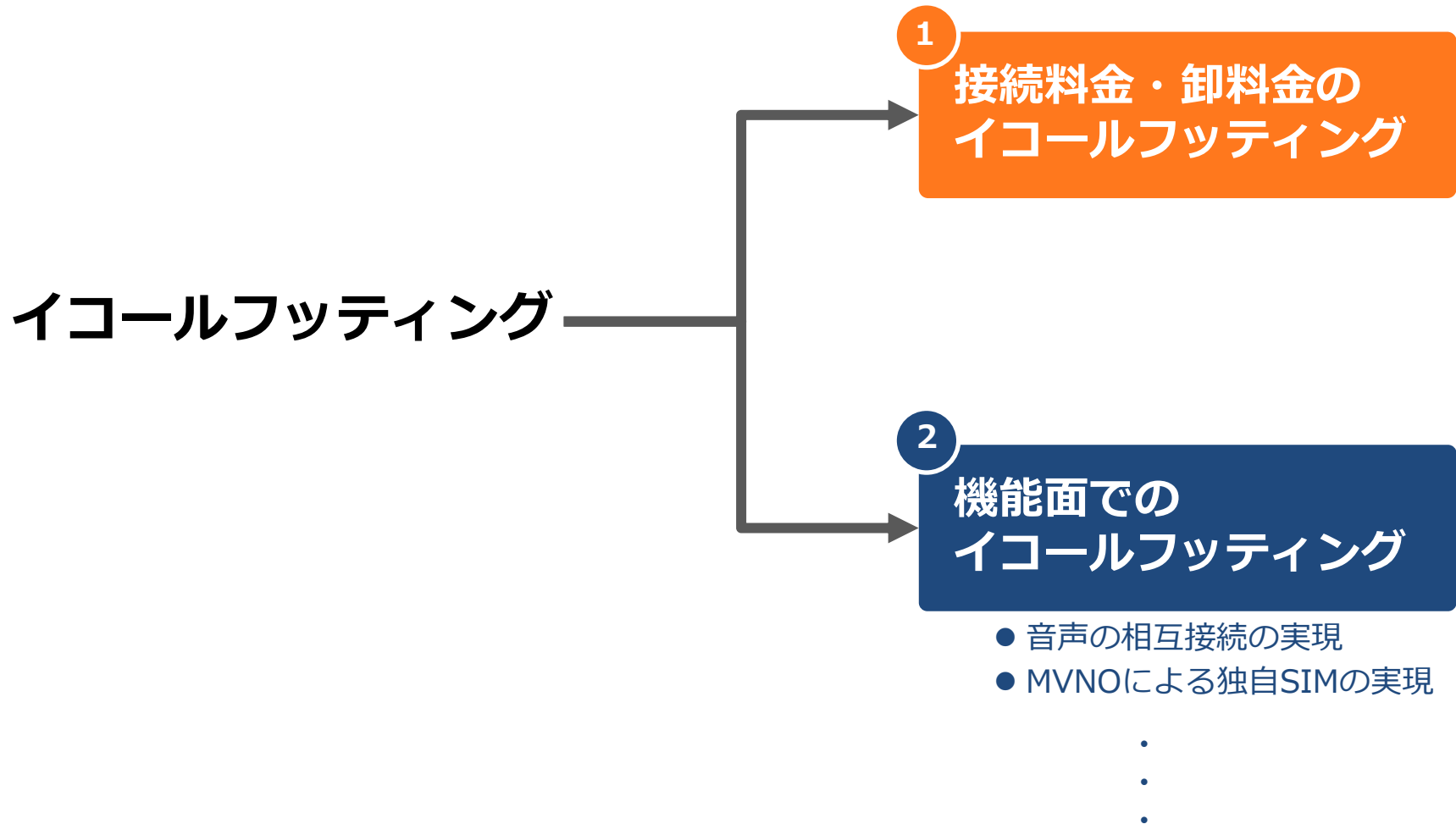


携帯電話分野における意見交換会（第2回）

2021年3月30日
日本通信株式会社

公正な競争環境の実現のためには、2つの側面でのイコールフットイングが必要不可欠である。



現在の競争環境の問題

- MNOによる寡占市場
- MNOの接続料金や卸料金の提示に関する不透明さ
- MNOによるMVNOへの技術的制限
- MNOとMVNOとの関係に関する法制度の遅れ
-
-
-

競争環境の問題が
解決した未来



問題が解決せずMVNOが
淘汰された未来



3～5年後の携帯通信市場

公正競争の世界

- 利用者の携帯電話料金負担は適切なものに
- 透明性の高い安全・安心な携帯電話サービスの実現
- MNO・MVNOによる多様な通信サービスの実現

寡占の世界

- 利用者の携帯電話料金負担は高止まりしたまま
- 複雑かつ不透明な携帯電話サービスのまま
- 技術的発展の歪曲

業界の健全な競争環境の整備と利用者便益の拡充には以下 3 点への早急な対応が強く求められる。

論点1：データ通信接続料算定のイコールフットィング化

論点2：音声通話サービスに関する事業環境の是正

- a)MVNOとMNOとの音声接続の方法について
- b)MVNOへの直接の携帯電話番号割当てについて
- c)音声卸料金を「適正原価+適正利潤」で設定することの一般ルール化について

論点3：MVNO独自SIMの実現

上記論点に関しては、既得権益擁護の根強い潮流があり、それはMVNO事業の進展、さらには業界の健全な発展に対する大きな阻害要因となっている。

以下、各論点ごとに問題点と提言を記させていただきたい。

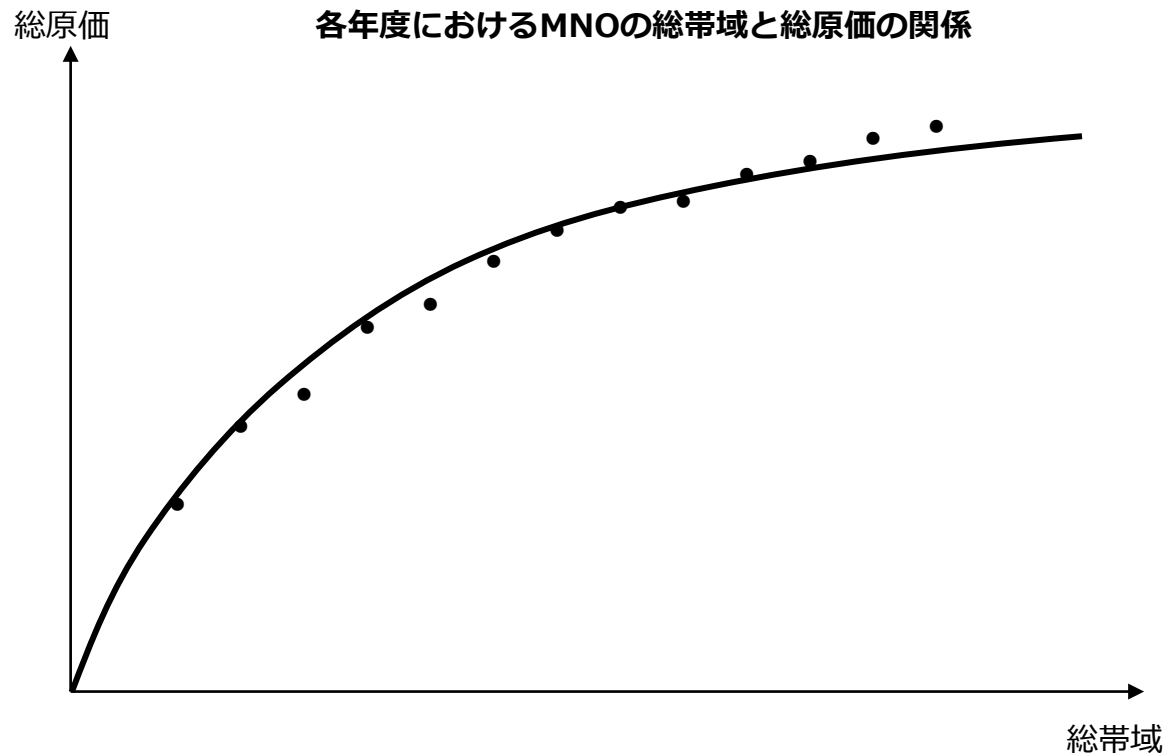
論点1：データ通信接続料算定のイコールフットینگ化

【論点】

データ通信料接続料の算定に関し、当初の算定式をMNOが一方的に変更して以降、公平なコストの応分負担が実現されていない。

【提言】

接続料の原価算定の透明性を確保するために、総務省は、各年度におけるMNOの総帯域と総原価の関係性をプロットして公開する(実数は不要) ところから検討をスタートすべき。



- 総務省は、過去10年以上の各MNOの原価算定に用いられた数値を保有しているはず



- 各年度におけるMNOの総帯域と総原価の関係における、コストカーブがどのようなになっているのかわかるはず

論点2a：音声通話サービスに関する事業環境の是正

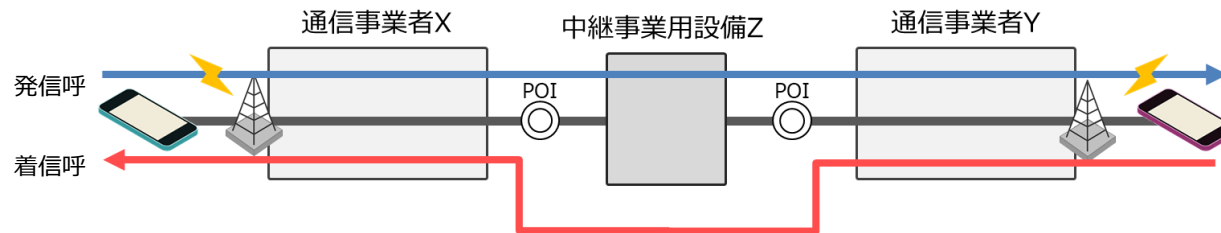
【論点】

現在、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づき、接続方式・卸方式に関わる問題点に対する代替性検証案として、プレフィックス自動付与方式が検討されているが、これは、MVNOのコスト負担、付加価値提供の制約、ユーザー利便性の毀損など多くの問題をはらむ。そもそも、このような代替案の検討は問題点のすり替えと言わざるを得ない。

【提言】

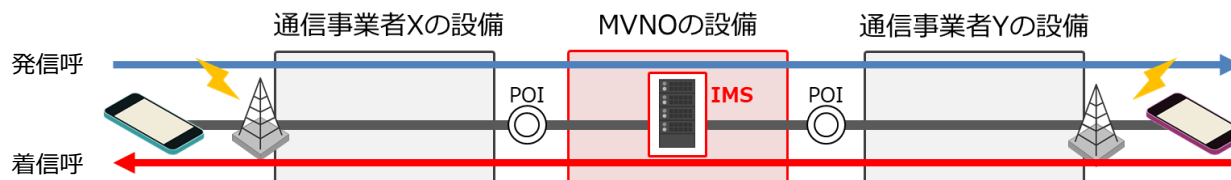
代替性検証の検討以前に、音声通話サービスに関する事業環境の問題に適正に対応し、本件の本質的解決を進める。

プレフィックス接続



- コスト増
- 付加価値サービス実現の困難性
- ユーザ利便性の毀損

音声接続



- 適正なコスト
- RCS (Rich Communication Service) などの付加価値サービスの実現
- ユーザ利便性の向上

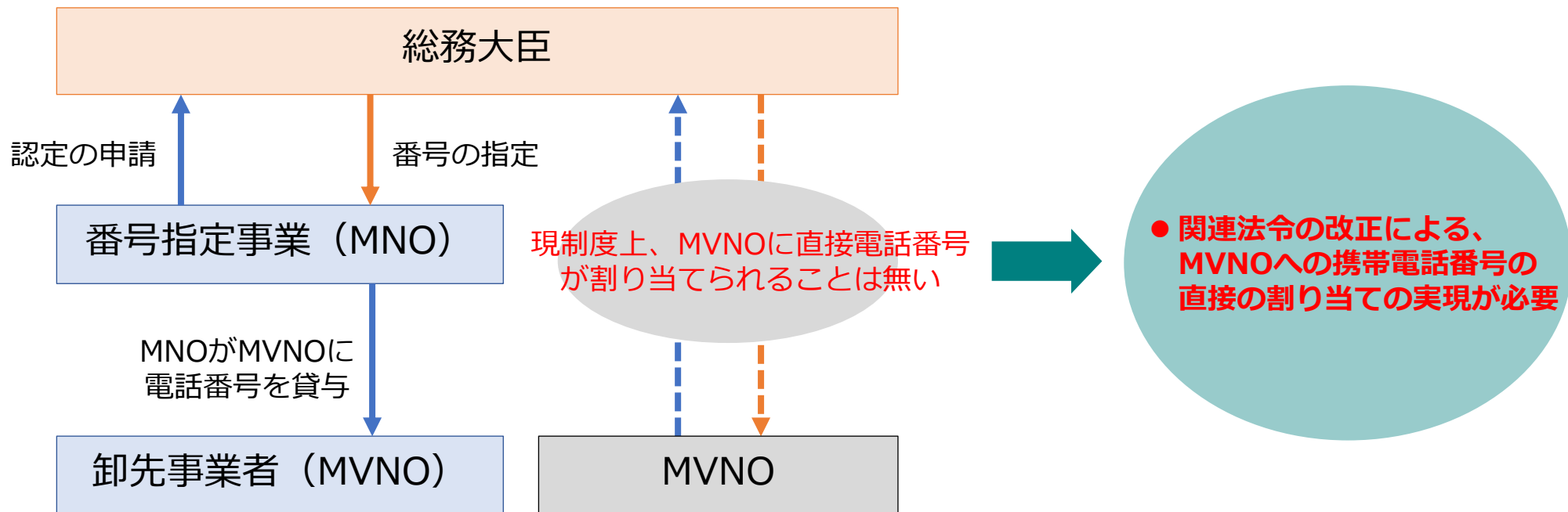
論点 2 b : 音声通話サービスに関する事業環境の是正

【論点】

音声接続実現のためにはMVNOに対する携帯電話番号付与が実質的に必要であるが、現行法の下では周波数免許を取得したMNOにのみ付与されている。

【提言】

MVNOへの携帯番号付与が可能となるように法改正を行う。



【論点】

卸料金に関しては、総務大臣裁定において金額については能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする方針が明文化されており、令和2年6月30日総務大臣裁定においては、当該方針に基づく裁定が下された。

【提言】

音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金を「適正原価+適正利潤」を超えない額で設定することを、総務大臣裁定に際してのみならず、一般ルール化し、MVNOが広く公正な卸料金を受けられるようにする。

● 接続料金



接続ルール
電気通信事業法第32条、第34条他

● 卸料金



平成30年1月16日付総務省
「接続等に関し取得すべき金額に関する裁定方針」

- 金額については能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする
- 卸電気通信役務の提供に係る金額に関しても準用する



一般ルールとして整備すべき

【論点】

MVNOは現在、アクセス情報等がすでに記載済みのSIMカードをMNOから購入しており、自社で直接調達したSIMの活用が不可能となっている。結果、データ通信の海外ローミングといった本来提供できるはずの付加価値サービスが実現できず不当に競争劣位に置かれている。また、本状況はローカル4G/5G普及の阻害要因ともなっている。

【提言】

MVNOが自らSIMベンダーから調達したSIMを用いて、自らアクセス情報等を書き込めるようにする。

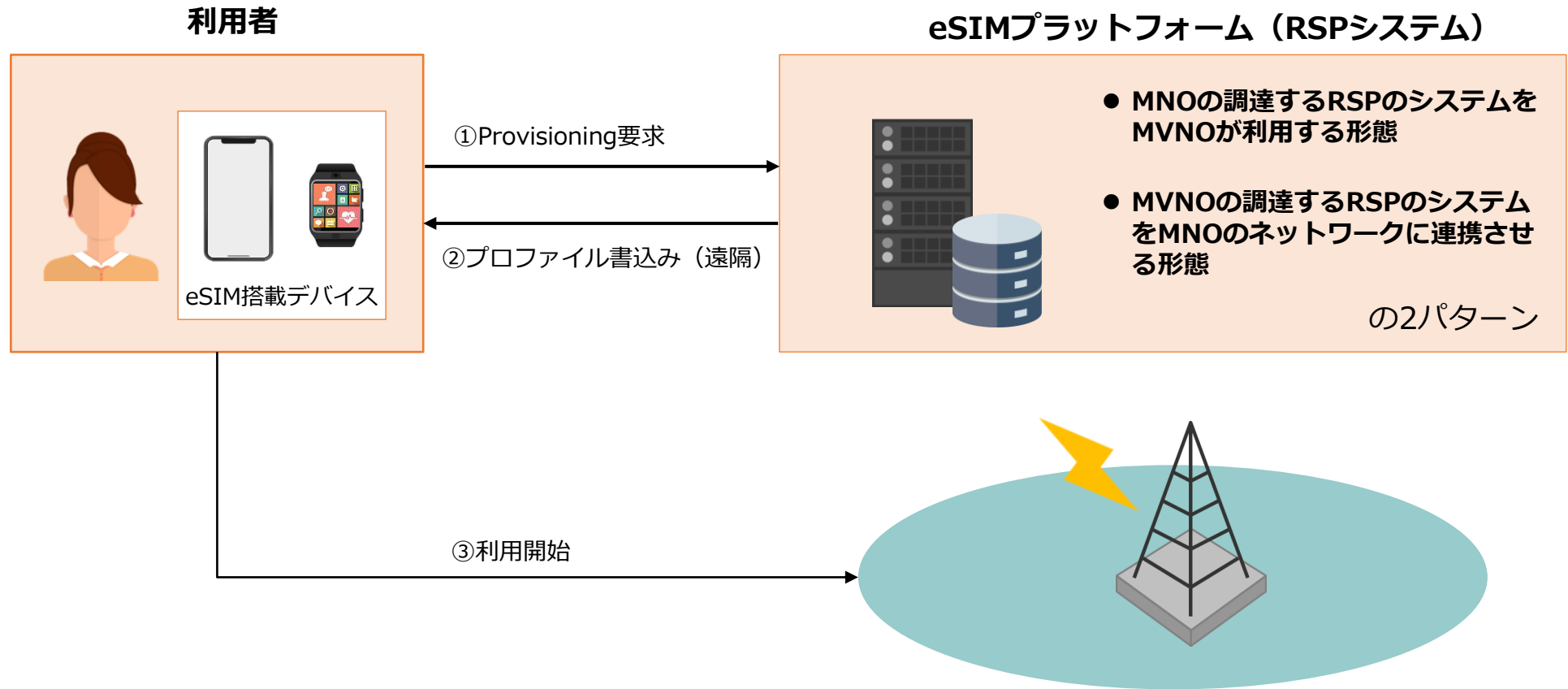
問題点

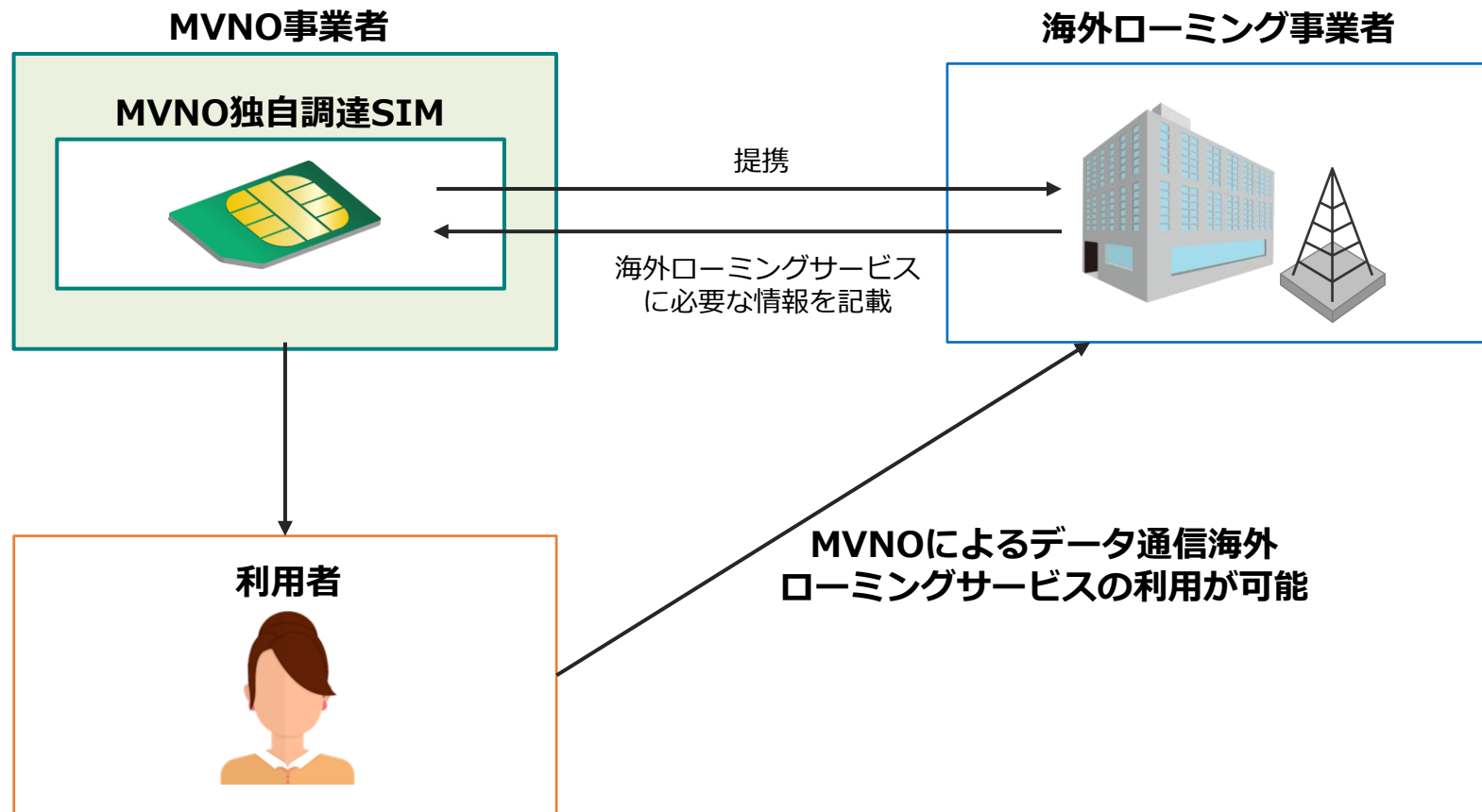
- MVNOのデータ通信サービスでは、海外ローミングが不可能
- ローカル4G/5G普及における阻害要因
- eSIMに対しても、MVNOの独自プロフィールの登録が不可能



提言

- MVNO独自調達SIMの利用受入れ
- MVNO独自プロフィールの登録受入れ
- MVNOの競争劣位の是正





補足：「ハイブリッドSIM」について

MVNOが自社で調達するSIMカードを活用することが可能となった場合には、自社ローカル4G/5Gネットワークと、MNOが有する全国ネットワーク（4G/5G）との切り替えを1枚のSIMで実現する、「ハイブリッドSIM」の提供が可能となる。

なお、当社米国子会社では2020年6月26日にすでにCBRS[※] 事業において、ハイブリッドSIMの提供を開始している。

※Citizens Broadband Radio Serviceの略

